

南丹市版 田舎農業のてびき



田舎で農業したい！
その前に・・・

《もくじ》

1. はじめに.....	1
2. 心構え.....	2
3. 心がけてほしいこと.....	3
(1) 水の管理.....	3
(2) 草の管理.....	4
(3) 用水路・排水路の管理.....	5
(4) 獣害防除柵の管理.....	6
(5) 共同作業・地域活動への参加.....	7
4. 安全に作業するために.....	8
5. 必要な農機具.....	9
(1) 農具.....	9
(2) 農業機械.....	10
6. 農地の取得・借入.....	11
7. 相談窓口.....	12
8. 相談窓口（プロ農業をめざす方）.....	13
9. 体験農園・農作業体験.....	14
(1) 体験農園.....	14
(2) 農作業体験.....	14
10. おわりに.....	15

1. はじめに

この「田舎農業のてびき」は、農業を始めたいと考える方のための冊子です。

近年、田舎暮らしのよさが見直され、都市部から田舎に移住したいと考える方が増加しています。

そうした方の多くが、田舎暮らしのなかで「ちょっと畑仕事もしたい」「自分の食べる分ぐらい自分でつくれたら」という思いをあわせて持っておられます。

しかしながら、いわゆる「農地」というのは、簡単に所有したり借りたりできるものではなく、田舎に住めばだれでもすぐに農業ができるということではありません。

また、農地は地続きで他人の農地ともつながっており、互いに影響しあうことから、地域にはさまざまなルールがあります。

どのようにしたら農地を活用できるのか？

地域の人たちにうまく溶け込むにはどうしたらよいのか？

そんな疑問に答えるためにこの冊子をつくりました。

農業を始めたいと考える方が「めざす農業」を、次のように分類してみました。

めざす農業	主な生計	耕作地
プチ農業	農業以外（農業は自家消費か趣味程度）	敷地内の所有（借入）雑種地
副農主X	農業以外（農業は自家消費か小遣い程度）	敷地外の所有（借入）農地
半農半X	農業以外と一定の農業収入	敷地外の所有（借入）農地
プロ農業	農業収入（農業法人での就労含む）	敷地外の所有（借入）農地

この冊子は、主に「副農主X」「半農半X」を対象としたものですが、自宅の敷地内で行う「プチ農業」の方にも知ってほしいルールがありますし、将来的に「プロ農業」をめざす方も、この冊子に書いてあることを踏まえてステップアップしてほしいと思います。

とにかく、田舎暮らしで初めて「農」に関わろうとする方には、最低限知っておいてほしいことをまとめていますので、参考にいただければ幸いです。

2. 心構え

農業は自分ひとりではできません。

なぜなら……

- ① 農地で使う水を供給する用水路や、使った水を流す排水路は、地域みんなが共同で管理しているからです。
- ② 動物（シカ・イノシシなど）から農作物を守る獣害防除柵（金網・ネット・トタン・電気柵など）は、穴などが少しでもあるとそこから動物が入ってきて、周りの農地全体に被害を与えるからです。
- ③ ある農地で発生した害虫は、周りの農地まで飛んでいき、周りの農地全体に被害を与えるからです。
- ④ 田舎の風景は、地域みんながきちんと草刈などをして、美しいままに保っているからです。

農業をするなら、地域社会の一員になるという心構えが必要です。

3. 心がけてほしいこと

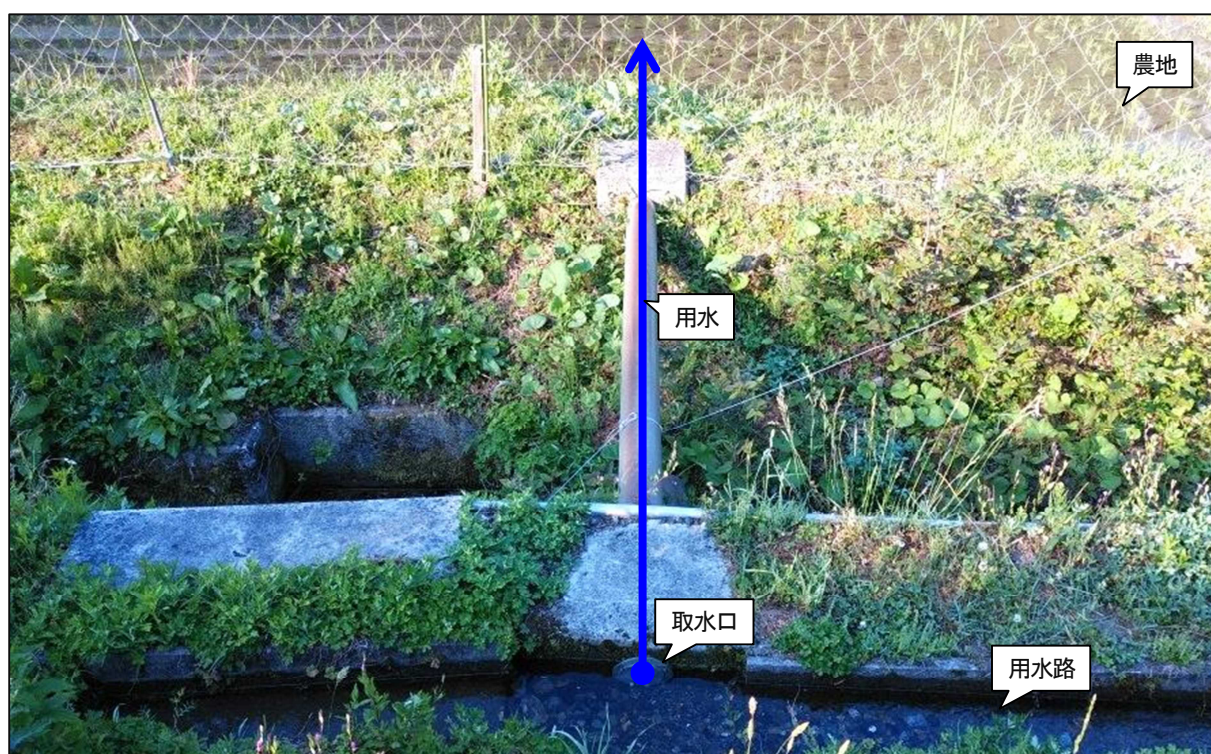
(1) 水の管理

用水路に流れている水は、その流域にある農地のみんなで分け合います。

雨が少ないときは用水路を流れる水の量も少なくなり、そんなときにひとりがたくさん使ってしまうと、他の人の分がなくなってしまういます。

水は必要なときに必要な分だけもらうようにしましょう。

作業の目安	水を使うたびに、必要量だけもらうよう取水口を開け閉めする
-------	------------------------------



(2) 草の管理

用水路や排水路の周りの草が伸びていると、漂流物が草に引っかかって流れがせき止められたり、溝が見えにくくなって落下事故につながったりします。

電気柵がある場合、柵線に草がかかると、漏電して効き目がなくなります。

草が伸び放題になると、動物や害虫の隠れ家となり、周りの農地全体が被害を受けるだけでなく、地域みんなが大切にしている美しい風景まで台無しになります。

自分の受け持ち範囲より多めに草を刈ると、周りから感謝されます。

作業の目安

10a (1,000 m²=20m×50m=1 反) の農地の場合 (標準的な地形の場合)

【作業内容】 伸びた草を草刈機で刈る

【草刈面積】 幅 3m×延長 140m=420 m²

【所要時間】 6 時間×年 8 回=年 48 時間 (標準的な技術・気候の場合)

時季	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	合計
回数	1 回	1 回	1 回	3 回		1 回	1 回	8 回

▼水路が草で隠れている悪い例



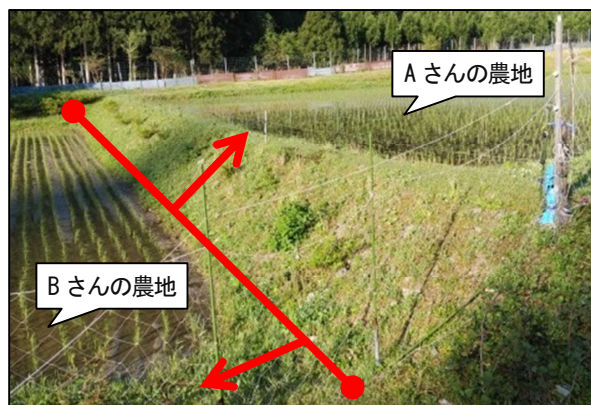
▼隣接する水路敷や道路敷も草刈の範囲



▼電気柵の下は特にこまめに刈る



▼あぜの草刈の範囲 (集落により異なる)



（３）用水路・排水路の管理

用水路や排水路は地域みんなが利用する共同施設ですので、自分の農地に接する部分はそれぞれが責任を持って、その機能が発揮できるように管理しています。

水路の周りの草刈だけではなく、刈った後の草やたまっている土砂などを水路から引き上げて、流れがせき止められないようにしましょう。

こうした作業をきちんとしないと、農地に必要な水が供給されなくなったり、水路が詰まって排水できなくなったりするだけでなく、大雨が降れば、水路からあふれ出た泥水や土砂が水路沿いの民家に流入するおそれもあります。

上流の人は下流の人を思いやり、下流の人は上流の人を思いやることが、農業の基本的な行動原理です。

作業の目安	<u>10a (1,000 m²=20m×50m=1 反) の農地の場合（標準的な地形の場合）</u>
	【作業内容】 たまっている草や土砂などをジョレンで引き上げる
	【水路面積】 幅 0.25m×延長 50m×2 本（用水路・排水路）=25 m ²
	【所要時間】 1 時間×年 8 回=年 8 時間（標準的な技術・気候の場合）
	※水路の周りの草刈と同時に実施（刈った後の草は自分で引き上げる） ※大雨の日の直後にも点検が必要

▼作業前



▼作業後



（４）獣害防除柵の管理

獣害防除柵は設置する経費や労力が結構かかるので、個人が農地ごとに設置すると大きな負担になるだけでなく、獣害防除柵が乱立すると通行や農作業の邪魔にもなります。

このため、多くの集落では、集落内の農家が共同で、団地や集落の全体を囲うようにして設置されています。

最近は動物の暮らしも「都会化」が進み、もともと餌にしていた山の産物よりも、おいしくて栄養価が高い里の農作物が主食になっています。高い身体能力と観察眼を備えた獣たちが、大切に育てた農作物を狙っているのです。

自分の農地の周りに設置された金網やネットに抜け穴やたるみがないか、トタンに浮きや破れがないか、電気柵に断線や漏電がないか、こうした点検を怠った箇所が集落全体の被害の発生源になります。

作業の目安

10a (1,000 m²=20m×50m=1 反) の農地の場合（標準的な地形の場合）

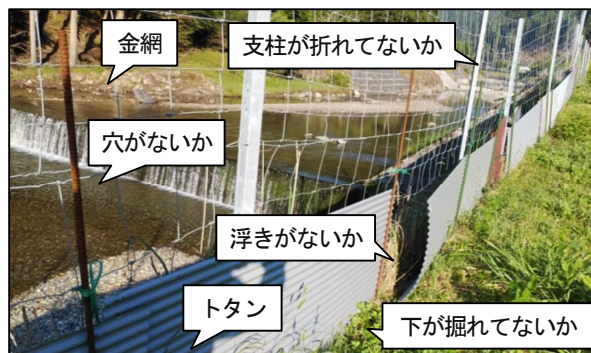
【作業内容】 獣害防除柵を点検し、必要に応じて補修する

【所要時間】 点検=30 分×2 週間に 1 回程度／補修=程度による
※風が強い日の直後・動物が侵入した日の直後にも点検が必要

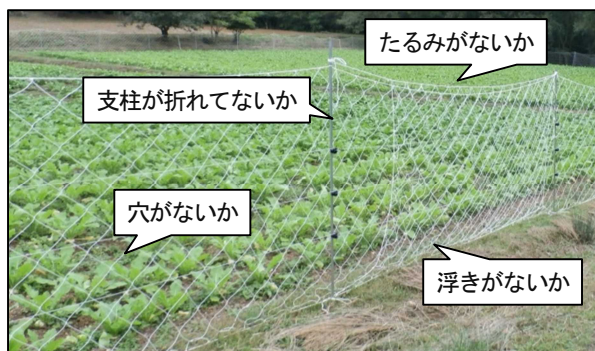
▼獣害防除柵に囲われた農地



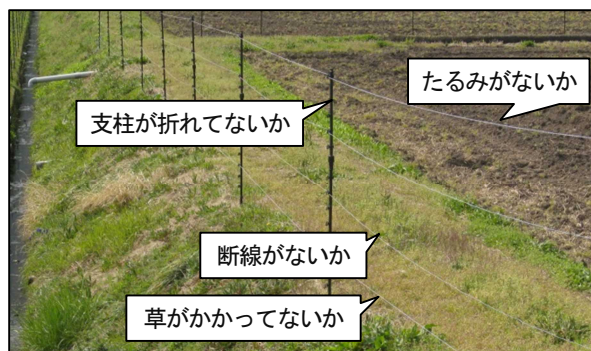
▼金網・トタン



▼ネット



▼電気柵



（５）共同作業・地域活動への参加

用水路や排水路、獣害防除柵、農道などの施設は、集落内の農家が共同で設置した地域の共有財産です。

多くの集落では、これらの施設の機能を維持するため、集落内の農家などの共同作業が年に何回か行われています。日常的な管理は、施設に接する農地の利用者それぞれの役割ですが、こうした共同作業にも進んで参加しましょう。

また、集落や営農組織（農家組合・農事組合・水利組合ほか）・消防団など、積極的に地域活動に参加すると、田舎暮らしや農業に役立つ情報を教えてもらえたり、大切な仲間づくりにつながったりします。

主な共同作業	①用水路や排水路の掃除
	【作業内容】水路にたまった土砂や落ち葉などを取り除く
	【所要時間】４時間×年１回（４～５月）
	②獣害防除柵の補修
	【作業内容】必要に応じて柵の張り直しや支柱の立て直しなどを行う
	【所要時間】４時間×年１回（４～５月）
	③農地周辺・農道・道路敷・河川敷の草刈
	【作業内容】害虫防除や景観維持のため、伸びた草を草刈機で刈る
	【所要時間】４時間×年２回（７月・９月）
	④台風など災害後の復旧
	【作業内容】被害を受けた頭首工（河川から水路への取水口）・水路・獣害防除柵などを復旧する
	【所要時間】被害の程度による

※集落によって作業内容や実施時期は異なります。

▼農地周辺の草刈作業



▼農道補修作業



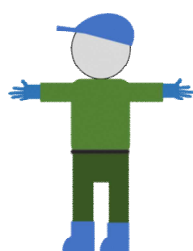
4. 安全に作業するために

農業は自然相手の重労働で、農機具による事故も多発しています。憧れて始めた農業でケガをしないように、次の点に気をつけて作業しましょう。

服 装	<u>熱中症の予防や農業機械に衣服が巻き込まれないようにするためです。</u> ①日よけ帽子・保護メガネ・長袖・長ズボン・手袋・長靴が基本です。 ②上着の袖口を閉じ、ズボンの裾はバンドで止めるか長靴に入れましょう。 ③首に巻いたタオルは服の中に入れ、長い髪はまとめましょう。 ④スカーフやタオルでの頬かぶりはやめましょう。 ⑤コンバインの手こぎ作業などでは、手袋をはずしましょう。
熱中症 に注意	<u>夏場は熱中症にかかりやすいです。</u> ①スポーツドリンクなどで水分や塩分をこまめにとりましょう。 ②休憩は涼しい場所でこまめにとりましょう。 ③食事や睡眠を十分とり、お酒は二日酔いにならない程度にしましょう。 ④つばの広い帽子と通気性・吸湿性のよい作業服を着用しましょう。 ⑤気分が悪いと感じたときは、無理をせず、周りの人に知らせましょう。
温度差 に注意	<u>早朝や冬場は心筋梗塞などの発作が起きやすいです。</u> ①室内から外に出るときは、必ず防寒着を着用しましょう。 ②朝起きた直後は作業せず、ゆっくり体を起こしてから作業しましょう。 ③ハウスでの作業は、温度差に体をなじませてから出入りしましょう。
農機具 の使用	<u>使い慣れてきたころの油断が事故やケガにつながります。</u> ①操作方法や安全装備など、販売店の店員さんにしっかり聞きましょう。 ②取扱説明書をよく読み、点検方法や使用方法を確認しましょう。 ③取扱説明書の保管場所を決め、いつでも取り出せるようにしましょう。 ④使い終わった農機具は、掃除や整備をしてから片付けましょう。

▼農作業にあわせた服装を！

【一般的な農作業の場合】



- ・日よけ帽子
- ・長袖
- ・長ズボン
- ・手袋
- ・長靴

【例えば草刈機を使う場合】



- 左にくわえて
- ・保護メガネ
- ・腕カバー、すね当て
- ・帽子をヘルメットに
- ・靴も滑りにくいものに

5. 必要な農機具

(1) 農具

カマ	草刈や稲刈、野菜の収穫などに使います。 いろんな形状があるので、目的にあったものを選びましょう。
クワ	畑や花壇の土を掘り起こしたり、畝をつくるときなどに使います。 いろんな形状があるので、目的にあったものを選びましょう。
ジョレン	水路から土砂を引き上げるときなどに使います。 水分が抜けるよう、板状の部分には小穴やスリットがついています。
レーキ	刈った草を集めたり、畑を平らにならすときや、土表面に転がっている小石を取り除くときなどに使います。

※農作物や農業の形態によって、他にも必要な農具があります。

▼カマ



▼クワ



▼ジョレン



▼レーキ



(2) 農業機械

草刈機	最初はハンドル式の軽量の機械を選び、刈刃はナイロンコードよりチップソーを使いましょう。 <u>ケガを防ぐため、次の点に注意して使用してください。</u> ①作業前に石などを取り除きましょう。刃に当たると飛んできます。 ②近くに人がいないか確認してから作業しましょう。 ③地面や物に刃が当たっていないか確認してから始動させましょう。 ④草刈機を自分の右側に持ち、刃を右から左に動かして刈りましょう。 ⑤刃に巻きついた草を取るときは、必ずエンジンを止めましょう。
ミニ耕運機	畑や花壇の土を掘り起こしたり、畝をつくる時などに使います。 <u>ケガを防ぐため、次の点に注意して使用してください。</u> ①服のだぶつきやタオルが耕運爪に巻き込まれないようにしましょう。 ②作業前に石などを取り除きましょう。耕運爪に当たると飛んできます。 ③近くに人がいないか確認してから作業しましょう。 ④畑への出入りや溝の横断時などは低速でまっすぐに入りましょう。 ⑤耕運爪に詰まった異物を取るときは、必ずエンジンを止めましょう。 ⑥停止直後のエンジンとマフラーは手で触らないようにしましょう。

※農作物や農業の形態によって、他にも必要な農業機械があります。

※トラクターや田植機など大型機械は、集落で共同利用している場合があります。

▼草刈機



▼ミニ耕運機



6. 農地の取得・借入

農地を耕作目的のために、売買・贈与・賃借する場合などにおいて権利の設定や移転を行うには、原則として農業委員会の許可を受ける必要があります。

許可を受けずに売買契約をし、代金を支払ったうえで農地の引き渡しを受けたとしても、法律上はその所有権の移転に関して効力を生じません。

許可を受ける要件などは、農業委員会事務局にお問い合わせください。

相談内容	相談窓口	電話番号
農地の取得・借入など	南丹市農業委員会事務局	0771-68-0067

7. 相談窓口

地域の人と関係ができれば、さまざまな相談に応じてもらえます。

次の相談窓口にも気軽にお問い合わせください。

相談内容	相談窓口	電話番号
移住相談・移住支援制度など	南丹市地域振興課	0771-68-0019
移住相談・空き家バンクなど	南丹市定住促進サポートセンター	0771-68-1616
移住相談・まちの様子など	NPO 法人 テダス	0771-68-3555
農業に関する初歩的な相談	南丹市参農サポートセンター (火・木曜日の 13:00~16:30)	0771-68-1616
農地の取得・借入など	南丹市農業委員会事務局	0771-68-0067

8. 相談窓口（プロ農業をめざす方）

相談内容	相談窓口	電話番号
本格就農者向けの相談（研修・支援制度・就業相談）など	農林水産業ジョブカフェ	075-682-1800
本格就農者向けの支援制度など	南丹市農業推進課	0771-68-0060
本格就農者向けの技術相談など	京都府南丹農業改良普及センター	0771-62-0665

9. 体験農園・農作業体験

(1) 体験農園

※令和5年9月1日現在の情報

所在市町	農園名	お問合せ先	電話番号
南丹市	観光農園 江和ランド	観光農園 江和ランド	0771-77-0330

(2) 農作業体験

名称	内容	お問合せ先	電話番号
おいしい食の応援隊	種まき・草引き・収穫・選別作業等、1年をとおして継続したお手伝い(ボランティア)	京都府南丹広域振興局 農林商工部 地域づくり振興課	0771-22-0153
京都援農隊	援農隊に登録し、農家の依頼に応じて農作業や販売をお手伝い(ボランティア)	京都府農林水産部 農産課	075-414-4953

10. おわりに

農業をするうえで大切なことは、おいしい農作物をつくるだけでなく、地域のみんなを守ってきた美しい風景や環境を、あなたも一緒になって守っていくことです。

誰かが農地を荒らすと、周りのみんなが困り、地域の魅力が低下します。それが原因で人間関係も悪くなってしまいます。

自然農法で手間がかかって草刈ができないというのは、自分がやりたいことを優先してみんなが守ってきたものを壊すのと同じことで、こういうやり方は田舎では（たぶん都会でも）通用しません。自分がやりたいことを大切にしたいのなら、まずはみんなが守ってきたものを大切にしなければなりません。

これは農業に限らず田舎暮らし全体に当てはまることで、地域のみんなと同じように地域を守る活動をしていれば、あなたも地域社会の一員として認められます。

農業は単なる生産活動ではなく、地域を守る活動でもあるのです。



【南丹市版 田舎農業のてびき】 令和7年4月改版（令和5年10月初版）

■発行 南丹市（地域振興部地域振興課） ☎0771-68-0019